

# 第5回米子市国民健康保険運営協議会

## 諮問に関する説明資料

平成20年4月から「後期高齢者医療制度」が実施されることに伴い、国民健康保険法施行令が改正され、次の点について、国民健康保険運営協議会の意見を求めるため諮問するものです。

【 諮問1・2 】

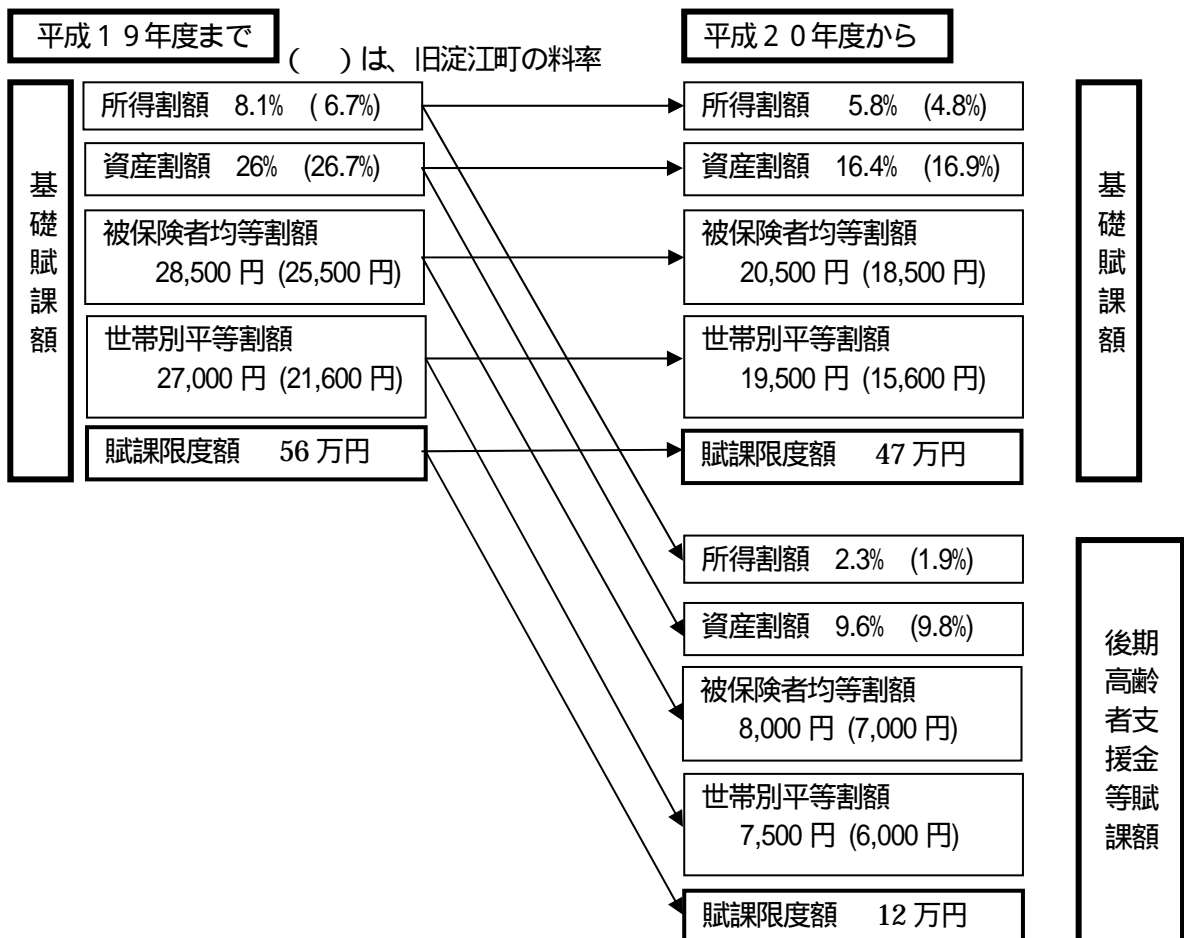
1 国民健康保険基礎賦課額の料率及び賦課限度額

- (1) 所得割の料率を100分の5.8に改める。
- (2) 資産割の料率を100分の16.4に改める。
- (3) 被保険者均等割額を20,500円に改める。
- (4) 世帯別平等割額を19,500円に改める。
- (5) 賦課限度額を47万円に改める。

2 国民健康保険後期高齢者支援金等賦課額の料率及び賦課限度額

- (1) 所得割の料率を100分の2.3とする。
- (2) 資産割の料率を100分の9.6とする。
- (3) 被保険者均等割額を8,000円とする。
- (4) 世帯別平等割額を7,500円とする。
- (5) 賦課限度額を12万円とする。

改定後の「基礎賦課額」と「後期高齢者支援金等賦課額」の「所得割額」、「資産割額」、「被保険者均等割額」、「世帯別平等割額」それぞれの合計が、改定前の基礎賦課額の料率になるよう設定している。賦課限度額については、3万円の引き上げとなる。



( )は、旧淀江町の料率

区 分		改定前	改定後
基礎賦課額（医療分）	所得割額	8.1% (6.7%)	5.8% (4.8%)
	資産割額	26% (26.7%)	16.4% (16.9%)
	被保険者均等割額	28,500 円 (25,500 円)	20,500 円 (18,500 円)
	世帯別平等割額	27,000 円 (21,600 円)	19,500 円 (15,600 円)
	賦課限度額	56 万円	47 万円
後期高齢者支援金等 賦課額	所得割額	X	2.3% (1.9%)
	資産割額		9.6% (9.8%)
	被保険者均等割額		8,000 円 (7,000 円)
	世帯別平等割額		7,500 円 (6,000 円)
	賦課限度額		12 万円
介護納付金賦課額	所得割額	1.95%	改定なし
	資産割額	9.6%	
	被保険者均等割額	9,200 円	
	世帯別平等割額	4,800 円	
	賦課限度額	9 万円	

### 【 諮問3 】

#### 3 世帯別平等割額の特例

国保の2人世帯において、一方が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、国保の被保険者の資格を喪失した者(当該資格を喪失した日の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。)と同一の世帯に属する国保被保険者の世帯別平等割額については、その2分の1を乗じて得た額とする。

国保の2人世帯において、一方が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、国保の被保険者の資格を喪失した者と同一の世帯に属する国保被保険者の世帯別平等割額については、その半額とする。

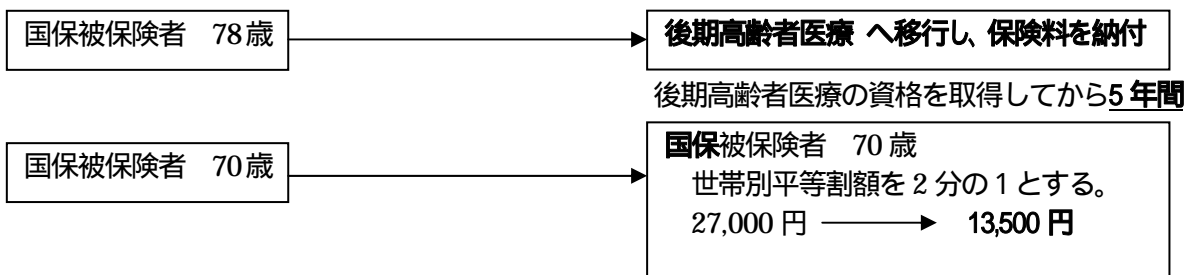
ただし、

- ・ 当該資格を喪失した日の属する月以後5年を経過する月までの間に限る。
- ・ 同日以後継続して同一の世帯に属する者。

#### 【 例 】

平成 19 年度

平成 20 年度以降



## 【 諮問4 】

### 4 被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料の減免

#### (1) 対象者

次のいずれにも該当する者(以下「旧被扶養者」という。資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

被保険者の資格を取得した日の前日において、被用者保険の被扶養者であった者

被保険者の資格を取得した日の前日に扶養関係にあった被用者保険の被保険者本人が、その翌日に後期高齢者医療の被保険者となった場合

#### (2) 保険料

所得、資産にかかわらず、所得割額及び資産割額は賦課せず、被保険者均等割額と世帯別平等割額の合計額とする。

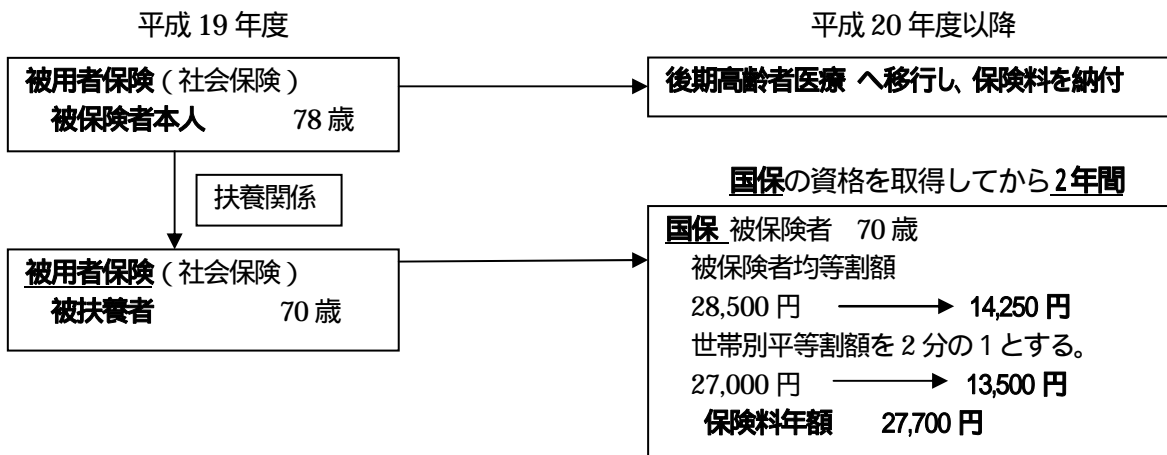
7割軽減、5割軽減に該当する場合を除き、

ア 旧被扶養者に係る被保険者均等割額を半額とする。

イ 旧被扶養者のみで構成される世帯については、世帯別平等割額を半額とする。

制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に75歳に到達する者が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することに伴い、当該被保険者の被扶養者が国保の被保険者になった場合、新たに国保の保険料が発生することになるため、当該被扶養者であった者について、条例により後期高齢者医療制度と類似の激変緩和措置を講ずる必要があります。

### 【 例 】



### 後期高齢者医療制度の激変緩和措置

鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

(被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額)

第16条 被扶養者であった被保険者(前条第1号及び第2号の規定による減額がされない被保険者に限る。)について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、広域連合の当該年度分の保険料にかかる被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を控除した額とする。

### 附則

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第4条 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第15条及び第16条の規定にかかわらず、広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に20分の19を乗じて得た額を控除した額とする。

## 【 諮問5 】

### 5 特定健康診査・特定保健指導の実施

米子市国民健康保険の保険者である米子市は、平成20年度から特定健康診査・特定保健指導を実施するため、別紙のとおり国の特定健康診査等基本指針に基づき計画を策定し、実施していくこととする。

平成20年度から国民健康保険をはじめとして全医療保険者には、40歳～74歳の被保険者、被扶養者を対象とした特定健診・保健指導の実施が高齢者の医療の確保に関する法律第18条及び24条の規定により義務づけられます。

国民健康保険の保険者である米子市は、平成20年度から特定健康診査・特定保健指導を実施するため、別紙のとおり、国の特定健康診査等基本指針に基づき計画を策定し、実施していくこととする。

詳細は、別添「米子市国民健康保険特定健康診査等実施計画[素案]」のとおりです。